

教育目的(学則第1条)

【学部】

関西看護医療大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、看護に関する高度な専門的知識と技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と高い資質を備え、管理指導能力を身につけた人材を育成し、もって保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

【大学院】

関西看護医療大学大学院は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学の発展と地域社会における人々の健康と医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。